

# 行政報告

(令和4年第10回臨時会)

(報告事項)

- 1 町立こども園及び小中学校における新型コロナウイルス感染の状況等について
- 2 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について
- 3 東胆振消防指令業務共同運用の基本合意について

令和4年11月29日

# 行政報告（令和4年第10回臨時会）

令和4年第10回厚真町議会臨時会にあたり、次の3点についてご報告申し上げます。

## （町立こども園及び小中学校における新型コロナウイルス感染の状況等について）

最初に、町立こども園及び小中学校における新型コロナウイルス感染の状況等についてご報告いたします。

宮の森こども園における新型コロナウイルスの感染状況については、11月14日に園児1人、職員2人の陽性が確認された以降、28日までの間に園児8人、職員7人の感染が確認されました。

今回感染された方については、同居するご家族が先行して感染されたことによる家庭内感染と思われるケースも含まれており、園内において感染が拡大したのか判断することは難しい状況であります。

本園を含む保育所等は、このような感染拡大状況下においても社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置づけられているところであり、感染予防に最大限配慮しつつ原則開所するものとし、必要な方に対する保育が継続して実施されるよう国から示されております。

このことから、閉園は行わないと判断した一方、職員の確保ができず、安全な保育の提供が難しい状況であったことから、16日に保護者に対し、17日から30日までを期間とする登園自粛の要請をいたしました。なお、登園自粛者に対しては利用者負担額（保育料）・給食費の減免を行っております。

この度の感染拡大を受けて、これまでと同様に、園内での濃厚接触が疑われる園児及び職員に対して、町が抗原定性検査キットを配布し、自己検査を行っていただき、陽性でないことを確認した上で登園していただく対応をとっております。

また、職員による消毒や換気等の基本的な感染予防のさらなる徹底を図るとともに、22日に専門業者による園内の消毒を行っております。

その他の対応としては、27日に予定していた3歳児以上の園児による発表会の開催を見合わせております。

町内小中学校において、10月28日から11月29日までの直近1カ月間に感染が確認された児童生徒は、厚真中央小学校で6名、上厚真小学校で20名、厚真中学校で1名、厚南中学校で5名の計32名であります。また、感染が確認された教員は、上厚真小学校で3名であります。

この期間内の学級閉鎖の実施状況は、北海道教育委員会の学級閉の基準に従い、学校医の助言等を受けて、上厚真小学校第3学年において10月29日と11月2日から11月5日に実施、同校第4学年において11月2日から11月5日に実施、厚南中学校第2学年において11月5日に実施しております。

なお、学級閉鎖の実施と併せて町教育委員会が抗原定性検査キットを配布し、自己検査を行っていただき、感染状況を把握した上でいずれの学年も検査の翌日に学級閉鎖を解除しております。

感染した職員の対応については、陽性者の療養期間は、有症状の場合7日間かつ症状軽快後24時間、無症状の場合は5日目に抗原定性検査キットによる検査により陰性が確認された場合、5日間となります。

なお、専門性の高いこども園の職員等、エッセンシャルワーカーが濃厚接触者となった場合の自宅待機期間は、2日目、3日目に抗原定性検査キットによる検査により陰性が確認された場合、3日間となり、4日目から出勤可能としています。

このたび罹患された園児及び児童生徒とご家族の皆さまには、あらためてお見舞いを申し上げます。

町と教育委員会といたしましては、今後も園児及び児童生徒の安全安心のため、引き続き感染防止対策を図るとともに、保護者に対し、お子さんの健康状態に細心の注意を払っていただき、発熱や咳などの症状がある場合は病院の受診と登園と登校を控えることをお願いし、感染リスク軽減にご理解とご協力を求めてまいります。

### **(高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について)**

次に、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況についてご報告いたします。

10月27日に町内の農場において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。同日、北海道の高病原性鳥インフルエンザ対策本部が設置され、家畜伝染

病予防法に基づき、翌10月28日から北海道職員1日360人体制及び24時間体制で殺処分が始まりました。

10月31日に、疑似患畜163, 474羽の殺処分作業が終了し、11月3日に農場の鶏舎消毒を終え防疫措置が完了しました。

その後、11月11日及び11月19日に鶏舎消毒を実施し、移動制限区域（発生農場から半径3km以内）の農場における清浄性検査で陰性が確認されたことから、11月20日に搬出制限区域（半径3kmから10km以内）が解除され、11月25日に移動制限区域が解除されました。

今回の防疫措置にあたり、町は、北海道の対策本部の後方支援を実施しております。鶏舎・埋却場所及び消毒ポイントにおける防疫作業には、町職員のべ110名、地域おこし協力隊9名の計119名が従事しております。その他にも管内市町のべ97名、とまこまい広域農業協同組合のべ19名が派遣され、防疫作業に従事しました。また、災害連携協定を締結している町内企業各社にもご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。

北海道からも、高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生を受けて、11月6日に農場鶏舎等に対する消毒命令を発出しております。

胆振管内でも、11月7日に伊達市の農場で発生しており、町職員4名を防疫作業に派遣しております。

町といたしましては、生産者の皆さまに対して、基本的な衛生対策を徹底し鶏舎へのウイルス侵入のリスク低減に対する注意喚起を行い、自己点検の継続的な実施に努めていただくとともに、厚真町家畜自衛防疫組合と連携し、鶏舎周辺消毒を徹底してまいりたいと考えております。

#### **（東胆振消防指令業務共同運用の基本合意について）**

最後に、胆振東部消防組合消防本部（厚真町・安平町・むかわ町）において、苫小牧市消防本部、白老町消防本部との間で、消防指令業務の共同運用を図ることについて合意いたしましたので報告いたします。

現状の消防指令業務は、管内で119番通報があった場合、それぞれの市・町にある消防署で受報した後、受報した消防署または支署から隊員が出動する体制となっております。また、大規模火災や災害、行政境界付近での火災や事故等、単独消防では対応困難な場合、近隣消防への応援要請が行われます。

共同運用後は、苫小牧市にある共同指令センターにおいて、1市4町のすべての119番通報を一括受報した後、管轄する消防署及び支署に出動を指令します。今後整備される発信地表示システムにより、119番通報受報後の早期出動指令が可能となり、発災現場への到着が早くなることが期待されます。さらに、災害状況や出動状況を一元管理することにより、応援出動等の迅速化が図られます。

以上のように、消防指令業務の共同運用は、各種消防活動の迅速化が図られるほか、有利な財源措置によるシステム整備費や運用維持費の低コスト化など多くのメリットが見込まれ、住民サービスの向上につながることから、このたび基本合意に至ったものであります。

今後のスケジュールは、令和4年12月の胆振東部消防組合及び苫小牧市、白老町の議会において、消防指令業務の事務委託に関する議会承認をいただき、令和5年1月に協定締結、同3月までにシステム整備費の積算に取り組む予定となっております。その後、令和5年度に基本設計、令和6年度から7年度にシステムの実施設計及び施工を行い、令和8年度の運用開始に向け、1市4町で準備を進めてまいります。

なお、東胆振1市4町で構成する東胆振定住自立圏においても「定住自立圏の形成に関する協定書」に本消防指令業務の共同運用について明記することとし、令和4年第4回町議会定例会において、協定の一部変更についてご承認いただく予定であります。

以上ご報告申し上げます。